

# 令和2年第2回定例教育委員会会議録

1. 開催日時 令和2年2月5日(水)  
午後3時～午後3時35分  
午後3時40分～午後4時
2. 開催場所 柏原市教育委員会 会議室
3. 出席した委員
- |               |         |
|---------------|---------|
| 教 育 長         | 新 子 寿 一 |
| 教 育 長 職 務 代 理 | 山 崎 裕 行 |
| 委 員           | 田 中 保 和 |
| 委 員           | 近 藤 温 子 |
4. 出席した職員
- |                    |         |
|--------------------|---------|
| 教 育 部 長            | 福 島 潔   |
| 教 育 監              | 岡 本 泰 典 |
| 教育部次長兼スポーツ<br>推進課長 | 篠 宮 裕 之 |
| 教 育 総 務 課 長        | 寺 川 款   |
| 図 書 館 長            | 東 野 泰 彦 |
| 学 務 課 長            | 安 田 典 子 |
| 指 導 課 長            | 石 田 智   |
| こども政策課長            | 北 西 浩 二 |
| こども育成課長            | 石 橋 智 成 |
| 事務局教育総務課           | 栗 田 聖 子 |
5. 議事案件
- 議案第2号 柏原市立堅下北スポーツ広場条例の一部改正の同意について
- 議案第3号 柏原市立小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドラインの内容について
- 議案第4号 令和2年度柏原市立学校園管理職人事及び柏原市教育委員会事務局指導主事等人事について
- 議案第5号 柏原市立小・中学校適正規模・適正配置審議会規則の一部を改正する規則について

## 6. 報告事項

### 7. 会議録の承認及び会議の要旨

新子教育長： 令和2年第2回定例教育委員会会議を開会いたします。本日、西村委員は欠席のご報告を受けております。それでは、令和2年第2回定例教育委員会会議を開会いたします。本日の会議録署名委員は、西村委員でございましたが、山崎委員によりしくお願いしたいと思います。次に、事前に送付やお渡しさせていただいております会議録につきまして、何点かご意見を伺っておりますが、その他、ご意見はございませんでしょうか。

委員： ありません。

新子教育長： ないようでございますので、会議録は承認することといたします。早速、議事案件に入っていきます。本日の議案は追加案件も含めまして、4件ございます。まず初めに、議案第2号につきまして、事務局篠宮次長より説明をお願いします。

篠宮次長： 事前にお配りさせていただきました柏原市立堅下北スポーツ広場条例の一部改正の同意につきまして、実は、お配りさせていただいてから、市の例規審査会の中で、一部修正が入りましたので、今日、机の上に修正後の分を置かせていただいております。新旧対照表も含めて。主な変更になったところは、施行期日が5月1日になっていたところが、4月1日になったところがございます。今、置かせていただいた改正文に基づきまして、説明させていただきます。堅下北スポーツ広場は、平成31年4月1日にオープンいたしまして、午前9時から午後5時までを開場時間として、現在運営をしております。今回の改正は、使用者等から多くの要望がございました比較的昼間の時間が長くなります4月から9月までの期間につきまして、この開場時間を延長するものでございます。サマータイムという考えをちょっと広げて、4月から9月までの6か月間、時間延長をするものでございます。改正の理由及び内容につきましては、条例の第4条において、4月1日から9月30日までの期間について、小中学生が、放課後に多目的広場を利用しやすくするために、平日は、開場時間を1時間延長いたします。また、グラウンドの使用が土日祝日に集中いたしますことから、土日祝日の開場時間を前後1時間ずつ延長いたしまして、午前8時から午後6時までとさせていただきます。その他、今回の条例改正に合わせまして、第5条において、グラウンドの適正な使用をはからせていただくために、グラウンドを使用する者は、教育委員会の登録を受けたものと、新たに規定をさせていただきます。別表の備考において、さきほどの登録団体に市内料金と市外料金を、適用するための明確な規定を書かせていただきました。それから、土日祝日は、グラウンドの使用時間を2時間区分としまして、1回の使用許可は2時間までとすることにより、多くの方に施設を使用しただけのように、改正をさせていただいております。施行期日につきましては、この条例が通りました直後の令和2年4月1日とさせていただきます。

新子教育長： ご意見等ございますでしょうか。サマータイムというか、時間の延長のことでございますが。よろしいでしょうか。

委員全員： はい。

新子教育長： 質問がないようですので、議案第2号について、原案どおり承認してよろし

いでしょうか。

委員全員：（異議なし）

新子教育長： それでは、議案第2号柏原市立堅下北スポーツ広場条例の一部改正の同意については、原案どおり承認することにいたします。次に、議案第3号につきまして、事務局石田指導課長よりご説明お願いいたします。

石田課長： 議案第3号柏原市立小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドラインの内容について、指導課より説明させていただきます。まず作成の経緯を簡単にご説明いたします。昨年度末に大阪府から同ガイドラインが示されました。そして同時期に新聞等で、今年度中に文科省からも指針が示されるとの報道があったため、その内容を加味したものを柏原市版として作成することを考え、様子を見ていましたが、現在においても文科省からは指針は出ておりません。今年度中に作成するためには、もう時間がないと判断しましたので、まず1月の校園長会にて、前回の教育委員会会議の報告で教育委員の皆様にお示ししたものと同一案を提示し、内容についての意見を募ることといたしました。そしてこの1ヶ月の間にやりとりをし、本日午前中に行われた校園長会で改めて提示したところです。教育委員の皆様には、先日、資料郵送の折に手紙にてお知らせしましたが、最初の提案では携帯電話を学校へ持ち込む際のルールと、保護者への注意事項や子どもが携帯電話の扱う上での注意が混在しておりましたので、本日提案させていただいた本件では、持ち込みのルールに限定したものにしております。その関係で標題も柏原市立小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドラインについてから柏原市立小中学校における携帯電話の持ち込みに関するガイドラインについてへと変更させていただきました。その関係で分量も減りましたので、表紙をなくし1枚ものにも変更させていただきました。削除した保護者への注意事項や子どもの扱い方への注意などは、また別に教育委員会からの保護者へのお手紙やチラシのような形で発出したいと考えております。本日机上に置かせていただいたものは先日郵送しましたもののように加筆・修正箇所を見せずに修正した後の形にし、見やすくしており、最後の（8）の文章が長かったため、※で注意事項を2つに分けて表記することにいたしました。ガイドラインの文面に1カ所だけ下線を引いている部分がございます。柏原市としては、携帯電話に関しては原則としてこれまでどおり持ち込み禁止の方針は変わらないという考えであることを強調するためにそのように表記しております。府のガイドラインによりますと、各学校は、市が策定するガイドラインに基づいて学校のルールや方針を定め、児童生徒や保護者に周知することとされています。各学校においては、（7）で示される保護者への同意確認書に記載する内容を小学校、中学校ごとに検討しているところです。説明は以上でございます、ご審議宜しくお願いいたします。

新子教育長： ただいま、説明をしてもらいました。ご質問、ご意見等ございましたら、お願いをいたします。まず、これは、大阪府教育庁から出たところから始まっており、ここに書かれている内容は、ほぼ、それぞれの学校が今まで取り組んできた内容でございます。今、課長が申したように、今朝の校園長会でもほとんど質問もなかったということでございます。

山崎委員： 中身はこの通りだと思うので、とてもわかりやすいと思います。体裁だけいく

つか申し上げます。たとえば、4行目の新たな不安の声も聞こえていますという終わり方をしているんですが、新たな不安の声も聞こえていますとは、あまりこなれていない文章かなと思うので、通常は、不安の声が聞かれますという言い回しを使うのではないかと思います。それから、この文章の最後なんですが、それに伴い、携帯電話の持ち込みに関するルールが必要であるため、このガイドラインを策定しましたとなって、携帯電話の持ち込みに関するルールと、太字になって出てくるのですが、これが、ガイドラインとルールの関係がちょっとわかりにくいように思ったので、私だったら、たとえば、それに伴い、携帯電話の持ち込みに関するガイドラインとして携帯電話の持ち込みに関するルールを作成しましたぐらいにしたら、ガイドラインとルールの関係ははっきりするんじゃないかと思います。もう一度言いますと、それに伴い、携帯電話の持ち込みに関するガイドラインとして、「携帯電話の持ち込みに関するルール」を策定しました。こうしますと、表題がガイドラインなので、ガイドラインとして、ルールを策定した、こういう終わり方をすれば、携帯電話の持ち込みに関するルールとして出てきても合うのかなと思います。これもご検討お願いします。それから、2点目、ナンバリングの関係なんですが、たぶん、これは何ページにもわたってあったものを一枚ものにしたので、こういうナンバーになったと思うんですが、(1)、(2)となっているんですが、普通、ナンバーは、1、2、3、4で、その次に(1)、(2)で、その次に①、②となるんですよね、確かに、この中身は細かいんです。細かいから(1)でいいのですが、大きな1という程ではないのですが、しかし、大きな1はどこにあるのと言われたら、変な話になってしまうので、変だけれども、(1)は1に、(2)は2に、(3)は3に、括弧をとって、そして①は(1)、②は(2)にしたら、ナンバリングとしては合うかと思いません。それから3点目、一番下の(8)のところの①②に※印がついているんだけど、この※印はいらないと思います。これは、意味がわからない※印で、上の※印の本ガイドラインにおける「携帯電話」とは以下のものをいう、ここのところは、※印がいますけれども、(8)のところはいらない、これはとってしまって、(1)(2)にすると意味があると思います。あわせて、(8)の書き方なんですが、子どもが、ルールに従わずに、携帯電話をかばんから出したり、使ったりした場合は、学校が携帯電話を預かって保護者に直接返却する。①、保護者は学校が指定する時間帯に引き取りに行く。携帯電話を引き取りに行くんですよね、②は、子どもへの指導は学校と保護者が協力して行い、繰り返し違反する場合は、のところは、直接返却し、その返却するやり方は、①であるし、返却した後は、②であると。私だったら、直接返却し、その場合の対応は次の(1)、(2)とする。とすれば、意味が合うのではないかなと思いました。それから、(4)の、校内での携帯電話の管理は、学校が定める下の①もしくは②のいずれかのところで、普通は、下のとは言わない、次のですね。次の(1)もしくは(2)のいずれかとするという風になっております。先ほどの(8)は、そういう風にしたらどうかなと思いました。そうすると、上にあります※印の本ガイドラインにおける「携帯電話」とは以下のものをいう。子ども向け、と続くところは、一番下へいったらどうかなと、体裁としては合うのではないかと※印の注ですから、(8)の※印もないので、全体を通しての※印、

注になるということで、そうしたらどうかと思います。以上です。

石田課長： ありがとうございます。

新子教育長： 他、どうですか。田中委員お願いします。

田中委員： 先ほど、アンダーラインを引いているところをおっしゃって、そこは、原則校内持ち込み禁止と。原則禁止ということは、ここに書いてあるんですが、そうしたらどうしたらいいのかがわかりにくいので、(7)のところで、携帯電話の持ち込みを希望する場合、ここをアンダーラインにしておけば、つながって、わかりやすいかと思います。

石田課長： どこまでをアンダーラインにすればよろしいですか。

田中委員： そうですね、希望する場合、同意確認書を毎年度学校に提出する。のところで、すかね、全部でなくても。原則禁止と言っているながら、持ち込む場合は、ときているから、そこで、対応するようにしておく方がいいのかなと思ったので。

石田課長： ありがとうございます。

田中委員： あとは、携帯電話の持ち込みに関するルールのところを、全体を四角で囲ってしまった方がわかりやすいかなと思いますが、それは、体裁なので。

新子教育長： ご指摘いただいたところ、わかりましたか。

石田課長： わかりました。近藤委員。

近藤委員： これと全く同じものが、保護者に渡されるんですか。

石田課長： 見えるようにいたします。学校は、これをもって、これそのものを学校のルールと定めるものもありますし、学校がこれをもとに加える場合もございます。概ねこれをベースにしたいと思います。

近藤委員： 保護者の皆さんには、学校によって、もうちょっと違った形で渡される場合もあるということですか。

石田課長： その場合もあります。

近藤委員： きっと、保護者の方はこれに関して質問もいっぱいあると思います。これによると、電源を切った状態で、先生に預けるんですよね。それから、(6)のところで、携帯電話等となっているので、他のところはついていないので、これはいらないのかなと思います。

新子教育長： けっこう訂正ありましたけど。今、ご指摘いただいたところを一部修正の上、承認させていただいてよろしいでしょうか。

委員全員： (異議なし)

新子教育長： ありがとうございます。それでは、議案第3号柏原市立小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドラインの内容については、一部修正の上、承認することにいたします。次に議案第4号になりますが、人事案件ですので、非公開にて審議したいと思います。よろしいでしょうか。

委員全員： はい。

新子教育長： それでは、議案第4号令和2年度柏原市立学校園管理職人事及び柏原市教育委員会事務局指導主事等人事については、非公開とすることにいたします。次に、追加案件といたしまして、議案第5号について、事務局寺川教育総務課長より説明をお願いします。

す。

寺川課長： 追加議案ですので、机上に議案を配らせていただいております。議案第5号柏原市立小・中学校適正規模・適正配置審議会規則の一部を改正する規則について、次のように制定する。2ページをお開きください。平成27年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されまして、教育長と教育委員長を一本化しました。新教育長が設置された際、柏原市教育委員会規則につきましても整備規則を制定し、委員長を教育長に改正するを行いました。このたび、柏原市立小・中学校適正規模適正配置基本方針の、改正の時期が近づいてきておりますことから、同審議会規則をあらためて見直したところ、附則の欄に最初に招集される審議会の招集及び会長が決定されるまでの審議会の会長の職務は、委員会の委員長が行うとなっておりますことから、この部分について、教育長が行うと改正するものでございます。なお、現在本庁総務課法務担当とやりとりしております、改め文につきましても、若干の修正がある形になりますが、改定の内容としましては、そのようになります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

新子教育長： はい、ご質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。会長が決まりましたらその都度進めていきますが、それまでは、教育長がやるということですね。

寺川課長： はい。

新子教育長： よろしいでしょうか。それでは、議案第5号について、原案どおり承認してよろしいですか。

委員全員：(異議なし)

新子教育長： それでは、議案第5号柏原市立小・中学校適正規模・適正配置審議会規則の一部を改正する規則については、原案どおり承認することにいたします。議案第4号を残して、議案の審査は終わりました。次に報告事項に移りたいと思います。

(図書館から移動図書館車(ひまわり号)出発式について報告あり)

(こども政策課から公立幼稚園及び公立保育所再編整備実施計画【第1期修正】(その2)(案)について報告あり)

(教育監から柏原市教育振興基本計画について報告あり)

新子教育長： そうしましたら、ここで暫時休憩いたします。再開は3時40分を予定しています。

#### 【休憩】

新子教育長： それでは、教育委員会会議を再開いたします。議案第4号について、事務局安田学務課長から説明をお願いします。

安田課長： (案件について説明)

#### — 質疑応答 —

新子教育長： 審議の結果、議案第4号について原案通り承認してよろしいですか。

委員全員：(異議なし)

新子教育長： それでは、議案第4号令和2年度柏原市立学校園管理職人事及び柏原市教育委員会事務局指導主事等人事については、原案どおり承認いたします。以上をもちまして、令和2年第2回定例教育委員会会議を閉会します。

本教育委員会会議の議事の経過に相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

柏原市教育委員